

大不況の今こそ、事業承継対策を!

—このタイミングで自社株の株価を算定し、
後継者に贈与するプランを提案しよう—

世界同時不況のおおりの受け、大企業から零細企業まで押し並べて業績不振、経営が苦しいように見えますが、果たして、どの会社も内情は同じでしょうか? なかには不況の影響で前期や今期の決算内容は悪くても、不況になる前までは業績が順調で、含み資産やキャッシュフローを蓄えていて経営体力的には問題のない企業、不況の谷を脱すれば業績回復が見込める企業は意外とあるものです。そういう優良中小企業では、多くの経営者が自社株の株価の高さから、事業承継対策に頭を悩ませています。そこで、上場企業の株価が下がっているこの時期に、類似業種比準価額方式を主体とした評価法で自社株の株価を算定し、相続時精算課税制度を用いて後継者に生前贈与するプラン—贈与税の納税猶予制度を使わない事業承継対策として、生命保険の活用も合わせて経営者に提案してみたいかがでしょう。

*本特集は、取引相場のない株式の評価法の解説を目的としたものではありません。誌面に限りがあるため、詳細については割愛しています。同評価法をセールスに用いられる際は、税理士等の専門家に必ずご相談ください。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士●山本健矢

第1章 自社株の株価の確認

自社株の納税猶予制度は事業承継の“万能薬”か?

企業の経営者にとって、事業を承継することは大きな課題のひとつです。

2008年10月、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)が施行され、さらに平成21年度税制改正によって、相続・贈与における自社株の納税猶予制度が利用できるようになりました。経営者の方とお話していると、この制度を納税免除と勘違いされていて、「もう、自社株の対策は必要なくなった」と思い込んでいる方がかなりいらっしゃることに驚かされます。

確かに、自社株にかかる相続税・贈与税の納税猶予制度

を活用しての事業承継は、非常に有効な手段ではありますが、手放しで有効とは言い難い部分もあります。

例えば、納税猶予制度の適用を受けるには、さまざまな要件に合致しなければなりませんし、経営者が所有している全ての自社株に対して適用されるわけでもありません。

さらには、一度この制度の適用を受けてしまうと、要件を満たせなくなった場合に、それまで猶予されていた税額を払わなければならないとなります。

例えば、この不況で1年先の見通しが立たないと嘆く経営者が多い中、納税猶予を維持するための要件の1つである「5年間は雇用の8割を維持し続ける」ことは、業績が低迷する企業にとっては重荷であることは明らかです。

その他にも、納税猶予制度を適用してから5年間に事業

継続要件に該当しなくなった場合には、猶予税額の全額納付に加え、法定申告期限からの利子税(原則、年率3.6%)もかかってきます。また、5年経過しても対象となっている株式を一部譲渡した場合には、この株式に相当する猶予税額を納付する必要が生じますし、当然、利子税もかかりません。

もし、1億円の税金を5年経過したところで納付することになった場合、その利子税額は、1億円×3.6%×5年=1,800万円! と思ってもよぬ金額になります。

経営承継円滑化法を活用して相続税・贈与税の納付を猶予してもらうことができたとしても、このような「使い勝手の悪さ」から、同法の適用をためらう経営者がいることも事実です。

上場企業の株価、 公示地価の傾向に注目

企業経営にとって、現在の不況はさまざまな面で大変な時期といえます。ただ、一部の企業からはこの不況は一時的なものではないかという、明るい観測も聞くことができました。

売上げが下がる、利益が下がる、事業資産の価値が下がる……果たして、これらは悪いことばかりなのでしょう。発想を変えれば、この不況という経済環境が自社株評価において有利に働くことを利用して、納税猶予制度に頼らない事業承継プラン(自社株の移転)を考えてみましょう。

もちろん、これから述べるプランは、すべての企業に当てはまるわけではありません。この不況下でもそれなりの業績を維持でき、相続税・贈与税の納税猶予制度を使わなくても後継者に自社株を移転できる、経営体力のある企業が対象となります。

わが国のほとんどの企業は、株式を上場していない企業(非上場企業)、つまり、「取引相場のない株式」を発行している企業です。この「取引相場のない株式」(いわゆる「自社株」)の評価は、会社の規模や種類によって方法が異なりますが、原則として、「類似業種比準価額方式」や「純資産価額方式」を用いて計算されます(小数株主の所有株の評価法はここでは割愛します)。

「類似業種比準価額方式」とは、事業内容が類似する上場会社の株価や業績と比較して評価額を計算するというものです。ご存知のとおり、世界同時不況を受けて日本の上場企業の株価は軒並み下落し、現在はゆっくりとした回復

基調にあります。予断は許せません。

もう一方の「純資産価額方式」とは、1株あたりの純資産価額(総資産から負債などを差し引いた額)を評価額とするもので、土地、借地権、有価証券等の含み益が株価に反映されます。上場企業の株価が下落、公示地価が下落すれば、これも純資産価額に反映されるわけです。

このように、経営体力があればという前提条件付きですが、不況の時期こそ、自社株の評価を確認し、これまでより下がっている場合には、低価格であることの有利さを活かして事業承継対策に取り組むべきといえます。まずは、非上場株式の評価について基本事項から確認していきましょう。

非上場株式の評価とは

非上場会社の株式(自社株)の評価は、「株式の議決権株数割合」と「発行会社の規模」によって評価方法が決められています。

①株主の議決権株数による判定

まず、その株式を所有する株主の議決権株数割合によって、自社株の評価の仕方は変わってきます。オーナー一族が支配、つまり、同族関係者を含めた株主が議決権株数の30%以上を保有している場合、これを「同族株主」といい、この同族株主が所有している自社株の評価は、「原則的評価方式」を用います。経営支配権のない同族以外の少数株主の自社株については、「特例的評価方式」(配当を基に評価する方法)を用いて評価します。

自社株を相続する場合の相続税評価についても同様に、相続または遺贈における取得後の株主の議決権株数割合に応じて、原則的評価方式を適用すべきか、それとも少数株主の特例的評価方式を適用すべきか判定されます。

今回の事業承継対策は、オーナー経営者から後継者への自社株の移転を前提としていますので、ここでは同族会社にもつばら適用される原則的評価方式に絞って見ていきます。

②会社の規模による判定

非上場企業には、上場企業に勝るとも劣らない大企業から、家族単位の零細企業まで、その規模はまちまちです。株価を評価する際、企業の大小に関わらず同じ評価方法を

特集

とると不公平が生じるため、原則的評価方式では、規模によって評価方法が異なります。

会社規模は、「従業員数」「総資産価額（帳簿価額）」「直前期1年間の売上高（取引全額）」という3要素によって、「大会社」「中会社」「小会社」のいずれかに判定されます。それ以外に例外的な「特定の評価会社」があり、区分ごとに適用できる評価法が規定されています。

原則的評価方式には3種類あり、1つめは会社の業績に着目する「類似業種比準価額方式」、2つめは会社の資産価値に着目する「純資産価額方式」、そして3つめは「類似業種比準価額方式」と「純資産価額方式」の併用です。

上場会社なみの大会社は、類似業種比準価額方式または純資産価額方式のいずれか低い方の金額を採用します。一方、個人事業主と変わらないような小会社は、類似業種比準価額方式と純資産価額方式を半分ずつ併用した方式か、純資産価額方式のいずれかで評価します。大会社と小会社の間にある中会社は、会社規模によって併用割合が定められています（図表1参照）。

なお、「特定の評価会社」は、株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業後3年未満の会社などが対象で、企業規模にかかわらず、純資産価額方式によって自社株を評価します。

③規模による判定基準

会社の規模は、まずは直前期末以前1年間の従業員数で区分します。従業員数が100人以上の会社は「大会社」、従業員数が100人未満の会社は、従業員数を加味した直前期末の総資産価額（帳簿価額）に従業員数を加味した表（図表2）と、直前期末以前1年間の取引金額の表（図表3）のいずれか大きい方で判定しますが、その基準は業種によって異なり、「卸売業」「小売・サービス業」「その他の業種」の3つに分かれています。

④会社規模の判定例

例えば、従業員5名、総資産1億5,000万円、年商1億円の卸売業A社があったとします。この場合の判定は「小会社」に該当します。しかし、仮に従業員が1名増員して6名となったとしたらどうなるでしょう。そうすると判定は、

■図表1 原則的評価方式における自社株の評価方法

会社区分		評価方式（A、Bのいずれか低い方を採用）	
		A	B
大会社		類似業種比準価額	
中会社	大	類似業種比準価額×0.9+純資産価額×0.1	
	中	類似業種比準価額×0.75+純資産価額×0.25	
	小	類似業種比準価額×0.6+純資産価額×0.4	
小会社		類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5	

■図表2 従業員数を加味した総資産基準

総資産価額（帳簿価額）	従業員数			会社区分
	卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	5人以下	大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上	30人以下 5人超	
7億円以上	4億円以上	4億円以上	50人以下 30人超	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	99人以下 50人超	中会社の中
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	100人以上	中会社の小
				小会社

■図表3 取引金額基準

取引金額			会社区分
卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社の中
25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社の小
2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の小
2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

「中会社の小」に1ランク上げることができます。

一方、従業員55名、総資産8億円、年商18億円の建設業B社の場合、この企業は「中会社の中」と判定されますが、仮に資産をあと2億円増やすことで総資産10億円となったとしたら、判定は「大会社」に区分を移行することができます。例えば、現在は土地も値下がりしており、銀行のローン金利も低くなっていますので、この時期に土地などを買い足しておくことも一考です。

なお、会社規模の判定において、「ランク上げ」の可能性を示唆した点については、このあとの類似業種比準価額方式および純資産価額方式の計算方法のところで説明します。

⑤会社規模別の評価法

前述したとおり、経営者から後継者へ自社株を生前贈与する、あるいは相続する場合は、その自社株を評価、つまり株価を「原則的評価方式」を用いて算定します。その際、

$$1 \text{株当たりの類似業種比準価額} = \text{類似業種の株価} \times \left\{ \frac{\text{自社の配当金額 (直前2期分の平均)}}{\text{類似業種の配当金額}} + 3 \times \frac{\text{自社の利益金額}^{\ast 1}}{\text{類似業種の利益金額}} + \frac{\text{自社の純資産価額 (直前期の帳簿上)}}{\text{類似業種の純資産価額 (帳簿上)}} \right\} \times \text{斟酌率}^{\ast 2}$$

※1. 自社の利益金額…直前期または直前2期分の平均のいずれか低い方
 ※2. 斟酌率…大会社=0.7 中会社=0.6 小会社=0.5

会社の規模によって、図表1の該当する方式で計算することになります。

類似業種比準価額方式とは

①計算方法

自社株の評価額を、事業内容が類似する上場会社の株価や業績と比較して株価を計算する方法です。主に大会社や中会社が対象で、1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額（帳簿価額）の3要素を基準に計算します。

なお、類似業種の1株あたりの株価、配当金額、利益金額、純資産価額（帳簿価額）の数値は、国税庁から発表されています。国税庁のホームページから、「税について調べる」→「税法・解釈等（税法・通達等・質疑応答事例）」の「法令解釈通達」→「相続・贈与税関係」の「個別通達」の「財産評価関係」とたどっていくと、最新の情報として「平成21年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）」が掲載されています。

一方、自社の評価についても基準が設けられています。「自社の利益金額」は、直前期、ないしは直前2期分の平均のいずれか低い方から選択できますが、これは「損益計算書上の利益」ではなく、「法人税の課税所得を基礎とした金額」のことです。また、自社の純資産価額（簿価）は、直前期末の資本金額、資本積立金額、利益積立金額を合算したものです。

②計算事例

前述の建設業B社をモデルに、類似業種比準価額方式で株価を算出してみましょう。B社の資産規模が「大会社」の基準に達したとします。計算には以下のデータが必要になります。

資本金：1億円（発行済株式：20万株）	年平均配当金：0円
事業内容：建設業	年利益金額：10円
評価会社の1株当たりの比準要素	純資産価額（簿価）：500円

「平成21年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について（法令解釈通達）」の「建設業」のデータ

B 配当金額	C 利益金額	D 簿価純資産価額	A（株価）				
			20年平均	20年11月分	20年12月分	21年1月分	21年2月分
3.3	14	206	121	103	104	105	102

（国税庁発表）

（単位：円）

B社の1株当たりの類似業種比準価額は

$$102 \text{円} \times \left\{ \frac{0 \text{円}}{3.3 \text{円}} + 3 \times \frac{10 \text{円}}{14 \text{円}} + \frac{500 \text{円}}{206 \text{円}} \right\} \times 0.7 = 65.1 \text{円}$$

となり、非常に低い株価になります。

仮に、B社の業績は変わらず、類似業種の株価等数値を平成18年で当てはめた場合は、以下のようになります。

$$414 \text{円} \times \left\{ \frac{0 \text{円}}{4.5 \text{円}} + 3 \times \frac{10 \text{円}}{39 \text{円}} + \frac{500 \text{円}}{357 \text{円}} \right\} \times 0.7 = 206.9 \text{円}$$

もしも、B社の業績が上記で計算した18年のものより良かったとしたら、自社株の評価がさらに上がることはご想像いただけると思います。